

八王子市国民健康保険運営協議会

令和3年度第2回会議録

開催日時 令和3年12月9日(木) 午後1時30分

開催場所 本庁舎議会棟4階第3・4委員会室

議 題

- (1) 国民健康保険税について
- (2) その他

出席委員(14)

- | | |
|------------|------------------------|
| 会 長 (9 番) | 岩 田 祐 樹 (公益代表) |
| 副会長 (10番) | 石 井 宏 和 (公益代表) |
| 委 員 (1 番) | 石 井 健 一 (被保険者代表) |
| 委 員 (2 番) | 井 上 祐 子 (被保険者代表) |
| 委 員 (3 番) | 橋 本 直 紀 (被保険者代表) |
| 委 員 (4 番) | 増 田 博 一 (被保険者代表) |
| 委 員 (5 番) | 中野間 隆 (保険医又は保険薬剤師代表) |
| 委 員 (6 番) | 太 田 ルシヤ (保険医又は保険薬剤師代表) |
| 委 員 (7 番) | 氷 見 元 治 (保険医又は保険薬剤師代表) |
| 委 員 (8 番) | 山 田 弘 志 (保険医又は保険薬剤師代表) |
| 委 員 (11番) | 小 林 秀 司 (公益代表) |
| 委 員 (12番) | 美濃部 弥 生 (公益代表) |
| 委 員 (13番) | 佐々木 知 恵 (被用者保険等保険者代表) |
| 委 員 (14番) | 鈴 田 朗 (被用者保険等保険者代表) |

市側出席者

- | | |
|-------------|---------|
| 医 療 保 険 部 長 | 立 花 等 |
| 保 険 年 金 課 長 | 横 溝 秀 明 |
| 成 人 健 診 課 長 | 滝 口 敦 |

保 険 年 金 課

庶務担当課長補佐兼主査 溝呂木 容 子

庶 務 担 当 主 査 橋 本 和 幸

資格課税担当課長補佐兼主査 笠 井 達 之

給付担当課長補佐兼主査 岩 崎 隆 浩

成 人 健 診 課

特定保健指導担当主査 小 竹 亜希子

成人健診担当主査 杉 山 光 明

収 納 課

滞納整理担当課長補佐兼主査 上 條 憲 一

納 税 管 理 担 当 主 査 渡 辺 巧

公開・非公開の別 公開

傍聴者の数 0名

配付資料

《事前配付資料》

- ・国民健康保険税について

《当日配付資料》

- ・令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定に関する要望について…別紙1
- ・傷病手当金の支給対象期間の延長について…別紙2
- ・東京の国保（No.662、No.663）

[午後1時30分開会]

1. 開会

○岩田会長 本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻より少し早いですが、皆様お集まりいただいておりますので、開催させていただきたいと思います。

ただいまから第2回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、委員全員の御出席をいただいておりますので、この会議は有効に成立しております。

ここで、会議録署名委員を指名いたします。署名委員は議席番号順に指名しております。本日の署名委員は、2番井上委員にお願いしたいと思います。後日、会議録への署名をお願いいたします。

それでは、本日の配付資料について、事務局から確認願います。

○溝呂木庶務担当主査 本日の資料ですが、事前配付として、「国民健康保険税について」、こちらになります。机上配付に、本日の次第と別紙1「令和4年度国民健康保険事業納付金の算定に関する要望について」、別紙2「傷病手当金の支給対象期間の延長について」、「東京の国保（No.662）と（No.663）」になります。

何か足りないものが、ありますでしょうか。

大丈夫なら、以上でございます。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 本日の会議は、コロナ禍でもありますので、ドアを開けたままでの開催とさせていただきます。

また、事務局からの説明と皆様の質疑応答については着座で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2. 議題

（1）国民健康保険税について

○岩田会長 それでは議題に入ります。

議題1、「国民健康保険税について」でございます。事務局から説明願います。

保険年金課長。

○横溝保険年金課長 それでは、資料、「国民健康保険税について」をお手元に御用意ください。

1枚目をお開きいただきまして、2ページ、1 広域化（都道府県単位化）後の財政運営の仕組みについてから説明いたします。

令和4年度の保険税の改定について、今後、議論していただくにあたりまして、改めて、財政運営の仕組みから御説明いたします。下の図とあわせて御参照ください。

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みでございますが、年齢水準が高く、所得水準が低く、保険税の負担が重いなど、構造的な課題を抱えてまいりました。

また、医療費は増大し、少子高齢化の進展により現役世代の負担が増えている状況から、法改正により、平成30年4月から、都道府県が国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営において中心的な役割を担うこととなりました。これを国保の広域化と呼んでおります。

東京都が財政運営の責任主体となり、区市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額を算定、徴収いたしまして、保険給付に必要な費用を全額、グレーの矢印の保険給付費等交付金として市に交付いたします。

都は、国民健康保険事業費納付金を納めるために必要な保険税を徴収するための標準保険料率を市に示します。市は、示された標準保険料率を踏まえ、保険税を決定し、緑の矢印の賦課・徴収した保険税を財源として、赤い矢印の納付金を支払います。本市では納付金の一部をまだ一般会計からの財政支援措置、いわゆる赤字補填で賄っている状況でございます。

こうして広域化されたことにより、市独自で運営していた国民健康保険財政は、より大きく、安定することとなりました。

3ページをお開きください。2 令和4年度標準保険料率の仮算定結果でございます。

東京都が都全体の保険給付費の推計、被保険者数及び医療費と所得の地域差等を勘案して納付金を算定し、あわせて、納付に必要な保険税総額及び標準保険料率を示したのが(1)納付金等の表でございます。例年11月に標準保険料率の仮算定を行い、年明け1月に本算定が算定されております。この表では、上段に11月に示された仮算定結果による国民健康保険事業費納付金を、中段は納付に必要な保険税の総額を示しております。下段の標準的な収納率は、直近の令和2年度の収納実績となります。保険税の総額に対し、このくらいの収納率で徴収するべきということでございます。この納付金と保険税の差は、保険基盤安定、

いわゆる法定内繰入金で被保険者の均等割の7割、5割、2割の軽減に対する繰入金などの特定財源により賄われるほか、赤字補填である一般会計からの財政支援措置も含まれております。

4ページを御覧ください。ここでは、今回示されました仮算定による標準保険料率を上段として、2段目には、令和3年度、本年度の本市の保険料率を示し、3段目には、その差を示しております。参考に、昨年の仮算定による標準保険料率を一番下にお示しております。1段目と4段目を御覧いただきますと、特に医療給付費分の差の大きさに気づかれると思います。

その主な増要因といたしまして、5ページをお開きください。1人当たりの保険料の算定において、令和3年度比で9.4%の伸びとなっております。これは都の1人当たり診療費の推計が高く見込まれたことと、令和3年度の納付金算定時において、例年行われております直近の決算剰余分の減算が令和4年度で行われなかったことが要因となっております。都からは、令和3年度の上半期、4月から9月までに令和2年度中の新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの反動があり、医療費の伸びが急激であったという理由から、令和2年度の決算剰余金分をそれに対する財源として活用したいという見解が示されております。参考に、前年度の保険料の伸びは2.80%でございました。

6ページ目をお開きください。3 保険税率等の改定に関する見直しでございますが、これまでは東京都からの仮算定による標準保険料率で保険税率等の改定のシミュレーションを見直してまいりました。左側のグラフで御覧いただきますと、平成30年度では赤い線と黒い線の間が大きいことが分かります。この差を一般会計からの財政支援措置、いわゆる赤字補填分で賄っております。その後、被保険者の税負担に配慮しながら、一般会計からの財政支援措置を講じたうえで保険税の改定を行ったことにより、年度を追うごとに赤字補填の解消を行ってまいりました。青い線が仮算定のものになりますけれども、これまでは赤い線と青い線との差が大きいことから、仮算定を基に本市の保険税率等を改定したとしても、黒い線の本算定の結果を超えることなく推移してまいりました。しかし、令和5年度までに標準保険料率を適用し、赤字補填を解消することを目指していることから、残り2年では本算定の結果を見ても、本市の改定した保険税率等が本算定を超えてしまう可能性が出てまいりました。そこで、今年度は本算定に基づき、令和4年度の本市の保険税率等を改定したいと考えております。しかし、今回、11月に都から示された仮算定結果は、円の中にあるように、これまで予想していたものを大きく上回る7.39となっていたことから、

現在、決算剰余金分の減算でございますとか1人当たりの診療費の推計の見直しなど、担当課長会から要望しております。それがお手元に配付いたしました「別紙1 令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定に関する要望について」になります。

それでは、7ページを御覧ください。3 保険税率等の改定に関する見直し（試算）でございます。保険税の算定については、標準保険料率を上限に保険税率等を改定し、さらに令和5年度までに、一般会計からの財政支援措置（赤字解消）が終了することとしております。

そこで、赤字解消まで残り2年であることから、令和4年度は、都から示されました標準保険料率と本市の保険税率等との差の2分の1程度は改定する必要があると考えております。下の表では、例年と同じように、11月に示された仮算定結果を基に、本市の令和3年度の保険税率と令和4年度仮算定との差の2分の1を引き上げて保険税率等を改定した2分の1モデルを試算しております。

しかし、被保険者の保険税負担を考慮いたしますと、令和4年度からは、仮算定ではなく、診療報酬改定等を反映した、より実態に近い本算定を踏まえた保険税率等の改定を行うことが望ましいことから、1月に都から示されます本算定を踏まえて、令和4年度の保険税率等の算定を行いたいと考えております。

8ページは、そのスケジュール案になります。左から3番目、1月上旬に東京都から本算定が示され、次回1月20日の第3回の運営協議会におきまして、諮問をさせていただき予定でございます。そこでいただきました答申を踏まえた内容で、2月の第1回市議会定例会に議案提出し、5月に広報にて市民の皆様へ周知する予定でございます。

ここまでが保険税に関する部分でございます。

9ページ以降は、参考としてお知らせいたします。9ページをお開きください。5 収納率の状況でございます。令和3年10月末現在における現年課税分の収納率は、令和2年度同月と比べ、0.18ポイント増の42.33%でございます。また、滞納繰越分の収納率は0.95ポイント増の21.61%となっております。現年課税分と滞納繰越分を合わせた国民健康保険税の合計収入額につきましては、調定額が約4億5,000万円減少しているものの、純収入額は約1,500万円の増収となっております。その結果、収納率といたしまして、前年同月比1.25ポイント増の39.1%となっております。

最後に10ページをお開きください。未就学児に関する均等割保険税の軽減措置について、でございます。こちらは、国が子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年度4月より、未就学児の均等割保険税を公費により5割減額するというものでございます。財源

負担等は表記のとおりでございます。

私からの説明は以上です。

○岩田会長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問等がございましたら御発言願います。なお、御発言の際は挙手をしていただき、指名の後でお願いいたします。それでは、お願いいたします。小林秀司委員。

○小林委員 御説明ありがとうございます。令和5年まで残り2年間において、一般会計からの赤字繰入解消に向けては、社会情勢が変化する中で、厳しさを増していると思います。税の公平性や国民健康保険事業の将来にわたっての安定運営に対しては、厳しくとも、しっかり進めなければならないと思いますが、残す期間の2年間において、事業達成のうえで、まず令和4年度の対策が重要と思いますが、市の見解をお聞かせください。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 御質問ありがとうございます。確かに、令和4年度の保険税につきましては、今、皆様にお示ししている仮算定の額では、我々の考えたものとは大分乖離がございます。そこで、先ほども別紙1でお知らせしましたとおり、東京都に対して本市と考え方の違いもありますので、その辺も考慮していただくようお願いをしているところでございます。残り2か年となりますので、ここで出たものをゴールとしますと、差の2分の1程度は改定させていただかないと、残りの1年が高いものになってしまう可能性もございます。コロナの状況等、色々ございますけれども、今東京都が示しているものをなるべく下げていただくことが、まず、第一だと思っております。今後も東京都に対して意見をしていく予定でございますので、1月20日の諮問の際に、皆さんにお示しさせていただくときは、もう少し変わったものとなるよう努力してまいります。

○岩田会長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。現在まで、収納率の向上に向けては取組を進めていただき、直近においても、僅かではありますが、改善は見られております。しかしながら、いまだに半分に満たない収納率となっていることは残念でなりません。制度の維持や保険税にも関係してくる収納率について、さらなる改善に向けて、市はどのように対処していくのか、お聞かせください。

あわせて、徴収義務者としての基礎自治体における課題があるのは承知しておりますが、とはいえ、収納率の改善については、保険税の決定プロセスにおいても重要となってくる課題であると思いますが、この収納率の問題については、広域連携の枠組みの中では議論とな

っているのでしょうか、教えてください。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 まず、さらなる改善についてでございますが、まずは納付機会を拡大することが第一と考えてございます。既にキャッシュレス決済、いわゆる a u P A Y ですか P a y P a y ですか、そういった形の支払い方法を導入して市民の皆様に活用していただいていること、それから、口座振替についても、さらなる促進を図っております。その中でも支払いが滞ってしまう被保険者の方については、必要な場合があれば、短期証で対応する。それから、差押えという形で対応させていただいて、ほかの通常納めていただいている方との不公平感をなくすといったところにも、力を入れて今後も進めていきたいと考えてございます。

それから、東京都において、収納率については、広域化されたということで、今、東京都主催で徴収に関する研修会などを進めていただいているところでございます。本市の若手職員も、そういったものに参加して研修を重ねているところでございます。そういうことが将来的に徴収に関する部分でノウハウとなって、東京全体の収納率を上げていくものと考えてございます。

以上です。

○岩田会長 ほかに御質問はございませんか。増田委員。

○増田委員 都に要望を出されているということが高く評価して、ありがたいと思っております。2019年度のシミュレーション、さらには今年度の7月でのシミュレーションを比べて、かなり大きな動きがあると思うのですが、現在の差額の2分の1という形で対応した場合のシミュレーション見直しでいきますと、令和5年度はどのような形になるのか、お答えいただきたいと思えます。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 現在、この2分の1モデルとして試算したものが、この11月に仮算定で出た標準保険税率を基にしております。仮算定結果については、コロナによって受診控えがあったものの反動で、上半期、医療費が大分増えたといったものを鑑みたくえで立てております。ただ、もう一度、国、東京都が、令和4年度の本算定結果について考える中で、令和3年度の医療費の状況を考えますので、この後、例えば、急にインフルエンザが大流行して医療費がかかるとか、そういった大きなことがない限りは、下半期は、これまでのコロナ前の例年並みの伸びという考え方になれば、今示されている7.39が下がるということ

も考えられます。また、今回、剰余金の部分についても、2年に1回精算するというやり方を、令和3年度の医療給付費の増加により、令和3年度の財源として活用して、令和4年度の納付金から減算しないということもありますので、そういう考え方を見直し、都独自の基金などを効率よく使いながら、保険税の急激な値上がりにならないようにということを東京都には改めて訴えていきたいと考えています。

○岩田会長 増田委員。

○増田委員 ありがとうございます。見直しという形で、傾向といたしまして、これまでも2019年に比べて、今年の7月のも含めて、今回示されたものもそうですが、介護納付金の部分の負担が大きくなってきておりますね。その辺の流れ、それから、全体での所得割、また均等割も負担増になるということはやむを得ないし、国や都の激変緩和措置期間が終了するという前提の中ではしょうがないなとは思いますが、それに当たって、標準保険料率というもののあり方に対して、疑問も出して、八王子市から都への要請とかをもっと積極的にお願ひできないかというようなことを申し上げてきたのですが、それは少し置きまして、介護部分を増やしていくということは前回も申し上げましたが、40歳以上の方への負担率が上がると考えてよろしいかと思ひます。そういたしますと、所得と世代別というか年代別、とりわけ40代未満と40代以降の被保険者の所得状況と保険税を負担できる担税力とでもいいですかね、そういったものが現実的に大丈夫なのかということの検証も必要かと思うのです。そういう点で、今までは所得と世代とか年代別のクロス表といったようなものを作成されていないように思うのですが、6割強ぐらいが40歳以上かと思うのですが、その辺のところ、果たして、こういう形で介護分を増やして担税力があるのかどうかという検証も必要ではないかと私は考えます。その辺のところも、今後、政策の転換といひますか、大きな判断の根拠としてお示しいただければありがたいと思ひます。一応、私の要望ということでお願ひいたします。

以上です。

○岩田会長 ほかに御質問はございませぬか。山田委員。

○山田委員 御説明ありがとうございます。私からも質問させていただきたいのですが、いつも他市と区とかの差のデータをいただいているかと思うんですけど、今現在で八王子市の所得割率というのは何位ぐらいになっているんでしょうか。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 本算定というか、諮問の際にいつも最終的なものをお示しさせてい

ただいておりますが、現在、仮算定の段階でも、今回、八王子市が医療分で7.39という数字がございますが、例えば、多摩市や東村山市などは、これが8に至っているというところがあります。これは、令和4年度の医療費推計等が高いことが考えられます。要因の一つとして、国保の中でいう前期高齢者、70歳から74歳までの方々が八王子市に比べると大分多いため、医療費がかかっている傾向にあることから、そういった年齢層の多い自治体については、この医療給付費が八王子市よりも高くなっているという傾向が見られております。

○山田委員 ありがとうございます。

○岩田会長 山田委員、よろしいですか。

○山田委員 はい、大丈夫です。

○岩田会長 ほかに御質問はございませんか。石井副会長。

○石井副会長 今お示しいただいた数字を見て、驚きというか、こういう結果にならないようにお願いしたいと思うところです。御説明いただいた中で、令和5年度に一般会計からの財政支援措置が終了することとしているという説明がありました。それを「こととして」しまっているのかというところが大きなポイントの一つかと思います。今、多摩26市でほかの市の状況を見ますと、初めの計画を少し変更しながら値上げを見送っているところも沢山あるわけですし、今年度で見ると、本市を含めて4市だけが大きく値上げをして、ほかの自治体は値上げをせずにとどまっているという実態もありますので、2年後に財政支援措置が終了するというのを動かさないものとして決めてしまう必要はないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 これまで、平成30年の広域化以降、激変緩和措置ということで国、東京都から交付金が出てきた中で、これまで、令和5年度までに赤字を解消するということを決めさせていただいた中で進めてきております。また、本市の国民健康保険の加入者は全人口の約23%ぐらいでございます。残りの77%の方々は国保以外の健康保険に加入されております。全人口の約23%の方々に対して、一般財源からかなりの金額を法定外で繰入れるということ自体は、国保加入者以外の77%の方々から見れば、大きな不公平感ではないかという部分も含めまして、総合的に考えたうえで、令和5年度という目標を掲げさせていただいたという結果でございます。今のところは、この仮算定の大きい数字にはなってございますけれども、当初の考え方を踏襲する意向でございます。

○岩田会長 石井副会長。

○石井副会長 今のところはそういう意向というお話でしたけれども、まだ変わる余地もあるということでもあると思います。ぜひ、別な方向でも考える余地もあるかと思いたいで、そういう御検討もお願いしたいと思いたいます。

そのうえで、今お示しいただいた都に対する要望で、財政支援など必要な措置を講じて欲しいという要望をしているということは必要だと思いたいますし、毎年、市長会要望という形で財政支援を求めていることでもあります。また、全国の市長会の提言という形で、国に対しても、やはり、この高過ぎる、そして、どんどん上がっていく国保税の負担が重いというのは全国共通の問題でもありますし、国にもっと財政負担を求めて欲しい、また、激変緩和措置に必要な財源を十分に確保して欲しいなど、こういった要望が今年も出ているわけです。国や都にも、やはり、市としてこうした要望をしているわけですがけれども、それであるならば、そちらにまた要望を強めながら、そちらでの努力も求めることによって、結果が少し変わってくるということもあろうかと思いたいます。東京都市長会要望と国への重点提言について、市としても、当然、一致した要望だと思いたいますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。また、市で特に強調したいことをお聞かせいただければと思いたいます。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 ちょうど11月18日に全国市長会から重点要望として、国の施策及び予算に関する提言ということで、国民健康保険制度について提言を行っております。その中でも、今おっしゃられたとおり、保険者の負担増は決して招かないようにという前提の下で、公費3,400億円以上のさらなる拡充をお願いし、低所得者層に対する負担軽減策の拡充、強化、それから、先ほど申し上げました子供に係る均等割の保険税についても、対象年齢や軽減割合を拡大するような形で求めておりました。この点に関しましては、本市も今までも同じような形で強く訴えてきているところでございます。子供の均等割などに関しては、国へ求めていたものが認められて、今回、未就学児までですが、こういった形で制度化されるといった実現されたものもあります。国に対して提言を行っていくことで報われるものもありますので、これからも継続して、本市としても提言をしてまいりたいと思いたいます。

○岩田会長 石井副会長。

○石井副会長 ぜひ、よろしくお願いいいたします。今お話にありましたように、未就学児に関する均等割保険税の軽減措置が来年度から始まるということで、まさに今おっしゃられ

たように、子どもも要望もしましたし、全国多数の方々、市民、団体、また、自治体の中からも要望もしながら、進んだ自治体では、一部、独自に軽減制度をつくって進めてきたということが合わさって、こういう結果につながっていると思います。ですので、やはり本市としても、こうした要望を強めながら、また、独自に努力できることをやっていただければと思います。子どもに関しても、一部である未就学児にとどまるということですし、半額ということにもなります。もう少し拡充を求める声も今も上がっていますし、自治体によっては少し上乘せ、もしくは前倒しでこうした軽減もしているという努力をしているところもあるということですが、本市としても、こういった要望もあると思いますけれども、独自でそれに上乘せしたりとかということも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 この点については、これまでも繰り返しておりますが、やはり、国として行っていただくべきものだと考えてございます。例えば日野市から八王子市に移る、八王子市から日野市に移るとそれぞれで変わってしまうということでは、やはり、市民間の不公平ということも起きますので、それに関しては、国に対して、制度として取り入れていただきたい旨を、市長会を通じて訴えていきたいと考えております。

○岩田会長 石井副会長。

○石井副会長 市のお考えは分かりましたが、子供の均等割軽減についても、本当にたくさん自治体の努力があつてのことだと思いますので、そうした努力についても尊重しながら、本市でも検討していただければと思いますし、また、初めに述べたように、これ以上保険税全体を上げさせないために、ぜひ、国や都への働きかけも引き続きよろしく願いいたします。

○岩田会長 ほかに御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○岩田会長 御質問もないようですので、進行させていただきます。

(2) その他

○岩田会長 次に、議題(2)その他に入ります。

まず、別紙2の疾病手当金の支給対象期間の延長について、事務局から説明願います。

保険年金課長。

○横溝保険年金課長 別紙2を御覧いただきますと、傷病手当金の支給対象期間の延長と

ということで、今回、国から示されております。もともと、傷病手当金の本年度の期間としては9月30日まででした。それが9月ぐらいに12月31日まで延びて、今回、もう一度、3月31日まで延びるといった経過を示しております。

傷病手当金の申請実績でございますが、やはり、昨年と比べますと、今年度のほうが多くなってきて、既に昨年の数字の倍以上の申請件数が出ております。金額についても倍以上の金額で支給しているところがございます。まだ、年度中でございますので、年度末まではもう少し増えると考えてございます。受けられるべき方には手当を受けられるよう対応してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○岩田会長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について御質問等ございましたら御発言願ひます。

(「なし」の声あり)

○岩田会長 御質問もないようなので、進行させていただきます。

続きまして、その他、御意見などがありましたら、御発言願ひます。橋本委員。

○橋本委員 今まで出ていないことで、医療保険部の仕事ではないのですが、ちょっと御紹介しますと、市で10月13日から「てくポ」という、ちょっと聞き慣れないんですけど、市に願ひしてスマホに登録しますと、歩いている距離と、そのランキングですかね、毎日の。毎秒ごと変わるのですが、そういうシステムができて、そのときに、私、最初に手を挙げて、構築もさせていただいたのですが、担当の方との立ち話ですから本当かどうか分かりませんが、これで歩いたことが医療費の削減とか健康にどのぐらい効果があるかということ市としてはぜひ確かめたいという話がありました。となると、国保の個人データとリンクするのかなと思うのですが、その辺で、国保側の福祉部に対する協力体制とか、そういうものはどのぐらい行っているのか、お聞かせ願ひたいのですが。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 「てくポ」に関しては、高齢者いきいき課が所管なのですが、こちらでは75歳以上の方の悉皆調査も行っております。そういったデータと、それから、我々が持っておりますKDBといいまして、国民健康保険団体連合会が持っているデータがあるのですが、健診と医療と介護、この3つを併せ持ったデータを持っております。それを組み合わせて、「てくポ」のデータも含めて、これからの健康寿命の延伸のための事業に生かしていきたいと考えてございます。当然、データは個人情報ですので、分析、研究する際には、

個人情報部分を全て消しまして、統計的なデータという形で、研究、分析を行っております。その中で出てきた、今後出てくるであろう様々な施策については、そういったデータが基になって、ピンポイントで皆さんの健康寿命の延伸に役立てるものを提供できると考えてございますので、その辺は、もう少しお待ちいただければと思っております。

○岩田会長 橋本委員。

○橋本委員 ぜひ御協力をよろしくお願いいたします。

○岩田会長 よろしいですか、ほかに御発言はございませんでしょうか。井上委員。

○井上委員 質問ではなくて意見だったので、先ほど発言しなかったのですけれども、毎回、保険税のモデルの表が載っていて、あれはとても見やすく、自分がこの枠内だったらどれぐらい保険税が上がるだろうということをととても実感できていたんですね。今回、その表がなかったもので、どうされたのかなと思いました。

もう一つ、仮算定の保険料率がすごく高くて、ちょっとびっくりしたのですが、広域化されたことによって、八王子市の法定外繰入金を5年でゼロにしようという、その計画ができた時点で、もう値上げは決まっているし、どんどん値上げしかないということは決まっていたのかなという感じを持つんですね。私は公的年金の中で国民健康保険税が天引きされております。ですから、半分以上の収納率、それに全面的に貢献しているわけですけれども、自分の意思で納めていない方、そういう人たちと比べて、先ほど、国民健康保険は2割強の方のためのもので、他から色々と支援を受けている、ということをお話しされていましたが、国民健康保険税を納めている人間からしたら、その2割の中ですが、またその中で、すごい不公平感を持つんですね。ですから、ぜひ都に対する要望とか、そういうことに、本当に生の声を、1年で1万円以上上がっています。毎年毎年、法定外繰入金をゼロにしようという計画が始まってから、毎年、1万円ずつ上がっています。御存じだと思いますけれども、国民年金は全然上がっておりません。そういうことを考えていただいて、都に対する要望とか、いろいろ強くしていただきたいと思います。生の声としてお届けいたします。

○横溝保険年金課長 すみません、会長、1点だけよろしいでしょうか。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 今回、シミュレーションをお見せしなかったのは、やはり、仮算定ということもあります。本来、これまでの流れですと、仮算定を踏まえてお示した金額が大体その年の諮問する金額ということでしたので、この段階で毎回お見せしていたところがありますが、今回は、本算定をもって、もう一度考えさせていただきたいということで、お

示しさせていただけておりません。ですので、来月の諮問の際は、そちらも作成して、皆様にお見せする予定になってございます。

あと、収納に関してですが、まずは御収納いただきありがとうございます。納付していただく方々の中での不公平感というのは確かにあって、やはり払われていない方が数%ですがいらっしゃるということは、きちんと払われている方との不公平感というのは、かなり大きなものを感じるところがございませぬ。本市では昨年以降、差押え等には、かなり力を入れております。今年度も、昨年に比べると、数的にはかなり多いものを差押えしているところでございます。当然、無理な差押えはしておりませぬ。法にのっとりた差押えの中で、払える方にはしっかりと払っていただくところを徹底して収納部門も頑張っておりますので、次回、保険税を諮問させていただきますけれども、そのときに皆様に御納得いただけるようなものになればと考えてございませぬ。

○岩田会長 よろしいですか。

○井上委員 はい、ありがとうございます。

○増田委員 よろしいですか。

○岩田会長 はい、増田委員。

○増田委員 お願いします。新聞情報ですけれども、2019年度は国保財政が総体で936億円の赤字になっているという報道がありました。そのことをめぐって、八王子市として、国あるいは都などと議論といいますか、そういったことを検討するような場というのは設けられているのでしょうか、いかがでしょうか。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 直接、国と会話をするというところは、国保財政等についてはございませぬ。広域化というところで、まず我々は東京都に対しての意見になりますので、そういうことがあれば、東京都が意見集約をする形になります。2019年度は、確かにそういう状況でございませぬ。2020年度は、やはりコロナの関係で、剰余金が発生しているところがございます。今後、その部分をどう見込んでいくかというのは、東京都のこれからのやり方だと思っております。そこを見誤ってしまいますと、来年度以降、また剰余金がかかなり発生する。そういったことは我々としても受け入れ難いことなので、その辺については、現在、東京都には強く意見をしているところがございます。

○増田委員 ありがとうございます。

○岩田会長 ほかに御意見はございませぬか。

(「なし」の声あり)

○岩田会長 御意見もないようですので、進行させていただきます。

以上で、本日の議題は終了いたしました。皆様の御協力のおかげでスムーズな議事進行が行われましたことを感謝申し上げます。

それでは、事務局へお返しいたします。

3. 閉会

○横溝保険年金課長 会長、ありがとうございました。

それでは、今後のスケジュールを事務局から御説明させていただきます。

○溝呂木庶務担当主査 次回の運営協議会の日程につきましては、来年1月20日木曜日午後1時からの開催を予定しております。詳細につきましては、決まり次第、送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○横溝保険年金課長 よろしく申し上げます。

それでは最後に一言、医療保険部長から御挨拶をさせていただきます。

○立花医療保険部長 医療保険部長の立花です。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。本日、様々な御議論をいただきました。先ほどお話にもありましたが、平成30年から赤字解消ということで、赤字解消に向けては3つの柱で取り組むということ進めてまいりました。ひとつ目は、今日はそれぞれ御意見がありました。説明させていただいた保険税、これについては様々、改定の率もこれから検討というところですが、それ以外に、やはり収納率の向上、先ほど小林委員からもありましたけれども、今50%ということで、そこにつきましては、もともとこちらにありました国民健康保険の収納部門を市税の収納部門と一体化しまして、そのノウハウを共有して、何とか収納率を上げようということで、この4月から取り組んでおります。そういった2つ目の柱の努力。

それから3つ目は、先ほど御紹介もありましたけれども、医療と福祉の一体的実施ということで、やはり、健康寿命を延伸して、医療費がかからないようにして、国保財政の安定化を図る、この3つの柱でやっていかなければならないと思っています。今日、様々御紹介もありましたし、御意見もありました。国への働きかけというのも非常に重要な部分であるとは思いますが、この3つを一体的に取り組みまして、皆様の保険負担への公平性というのもあると思います。

ただ、一方で、市政、施策全体を見ますと、ここで赤字繰り出し分が20億もあります。これはこの先減っていきますけれども、一方で、後期高齢者医療費の増に対し、一般会計から後期高齢者医療特別会計に、やはり赤字補填と同じように補填のために繰出しをします。その分が令和5年度までに10億ぐらい増加すると見込んでおります。国保特会から後期高齢特会に対象の方が移行しますので、今度は後期高齢で赤字補填がなされるということになりますので、そういった財源も確保していかなければならないということもございます。みんなで様々な取組をして、それぞれの負担が少なくなるようにしながら市政を運営してまいりたいと思いますので、ぜひ今後とも御協力のほど、よろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

○横溝保険年金課長 これをもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。本日は、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

[午後2時散会]